「五所川原市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)」についての意見募集結果について

「五所川原市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)」についての意見募集に対し、 ご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

## 1 意見募集期間

平成24年2月15日から平成24年3月7日まで

## 2 募集方法

市のホームページ(http://www.city.goshogawara.lg.jp/)に案の概要等を掲載したほか、 介護福祉課、本庁舎及び両総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

提出意見は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は 日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在 地等の連絡先)の明記を条件としました。

## 3 提出された意見

1人の方から延べ6件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1 件	0件	3件	0件	2件	6 件

「文書修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、別紙のとおりです。

No.	提出された意見	市の考え方
1	介護職員によるたんの吸引などの 医療行為の実施について市の考え方 をお尋ねします。(P8関連)	現在わが国は、急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が課題となっており、当市においても同様な状況にあります。 これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用(実質的違法性阻却)されてきましたが、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」(厚生労働省)において議論され、モデル事業や試行事業の実施検証を経て、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう法制化に至りました。 在宅生活において痰吸引や経管栄養は、患者家族が中心になってそれを担わざるを得ません。介護に追われ、睡眠も外出もままならない生活を続けていては、家族も共倒れになるという危機感や介護疲れに陥りやすい状況となってしまいます。また、医療処置が必要な入所者が増加している中で、痰吸引や経管栄養が必要な場合、同じ施設での生活の継続が困難となったり、それを理由に入所を拒まれる事があってはなりません。法制化され介護サービスの中で位置づけられた事で、医療的ニーズを持つ高齢者への対応がより安全・安心になり、本人の安楽や介護者の負担の軽減に繋がる事を期待しています。
2	地域包括支援センターについて。相 談内容や相談体制を明記すべきで は。(P28、32関連)	案28ページに、地域支援事業の目的を明記したほか、案32ページに地域包括支援センターの設置目的及び専門職員の配置状況、相談項目を明記しました。
3	配食交流サービス事業について。 第四期介護保険事業計画に続き、金木・市浦地区は調整中と明記されていますが、いつまで調整されるのか。	現在配食交流サービスは、五所川原市社会福祉協議会が事業実施者であり、社協職員が見守りを兼ねて高齢者に弁当を配達するという事業です。弁当は、1食500円で市内の業者に委託し、週2日配達しています。金木、市浦地区については調整中となっているのは、弁当を受注する業者がいないことや配達する職員の確保が必要になるため調整中であるとのことでした。当市は、日常生活支援総合事業により配食サービスを拡充できないか検討中であり、早期に実施できるよう関係機関や関係団体と協議をすすめます。
4	もっと日常生活に身近なところにサロン的な場所をつくり、人との交流の中で生きがいをもって暮らすことが介護予防になる。そういう広く緩やかな視点での取り組みが重要でありますが。	現在、五所川原市社会福祉協議会が「いきいきサロン」を三町内の 集会所で実施していますが、先進地事例を参考に地域支援事業で取 り組みを検討します。

No.	提出された意見	市の考え方
5	介護保険料はこのまま進むと、近い将来、大幅にアップするのでは。その見通しと今後のその対応をどう考えているのか。市に介護保険の減免規定がありますが、生活保護基準以下で生活している世帯に減免制度をお知らせするべきでは。(P37関連)	保険料は、基準額(年額)をもとに所得段階(保険料段階)別に決められます。基準額(年額)は、3年間の事業計画期間で必要となる介護給付にかかる総費用(利用者負担1割分を除く)に65歳以上の方の負担割合(21%)を掛け、五所川原市の65歳以上の方の人数で割った額となります。この額を基準額(年額)として第1段階から第6段階の保険料を決めます。要介護認定者の増加、要介護認定者の認定度の重度化等により保険料の上昇が懸念されるところですが、対応としては、医療・介護・福祉の連携強化による在宅を基本としたサービス提供、地域での支え合いや自立生活支援及び介護予防の強化による給付費抑制並びに介護保険財政調整基金取崩により保険料の上昇を抑えたいと考えております。当市における低所得者に対する減免制度は、保険料段階が1~3段階の方を対象としております。生活保護受給者の方は保険料段階が123段階の方を対象としております。生活保護受給者の方は保険料段階が123時間が1段階となっており、最も低い保険料額となっております。生活保護基準以下世帯を把握することは非常に困難であるため、減免制度の周知については、広報7月1日号や五所川原市役所・金木総合支所に設置されている広報用モニターにて行っているところです。また、当市に転入した65歳以上の方には、市民課での転入届後、介護福祉課にて減免制度の説明を行っております。今後はホームページにも減免制度の情報を載せ、周知徹底を図りたいと考えております。
6	要支援1・2の軽度者のサービスを介護保険から除外し、市町村が行う地域支援事業に介護予防日常生活事業として新設し、地域の助け合いで対応しようという動きですが、市としての考え方を具体的にお知らせください。	当市は、要支援の介護サービスを介護保険から除外するということではありません。日常生活支援総合事業については、平成24年度中にどういう事業を取り組むのか検討し、平成25年度から実施する予定です。 なお、当市の日常生活支援総合事業は、①要支援者が非該当となっても必要な場合は引き続き介護予防サービスを提供すること、②配食・見守り等の生活支援サービスを提供すること、③元気な高齢者やNPO法人、ボランティア等の方が協力者として事業に参画できるような仕組みづくりを目的とします。